

■「児童虐待」を疑う際のポイント (チェックリスト)



不衛生な生活環境
(不衛生な服装)



泣き声・怒鳴り声



保護者へのおびえ、怖がり



日常的な怪我・発育不良

▼生活環境の様子

- 室内やベランダ等に、ゴミが散乱していたり異臭がする。
- 長期間、理由不明の不在が続いている。
- 昼夜を問わず保護者の怒鳴り声が聞こえる。

▼保護者の様子

- 年齢にそぐわない厳しいしつけや、必要以上の行動制限をする。
- 子どもが泣いてもあやさない。
- 子どもとの会話が極端に少ない。
- 情緒が不安定で、「死にたい」などの言葉を口にする。
- 乳幼児を置き去りにして長時間の外出をする。
- 繰り返し自分の子どもを愚弄する。
- 兄弟姉妹に対し差別的言動をしたり、特定の子どもの拒否する。
- 配偶者間のケンカが絶えない。
- 病院に連れて行くような外傷があるにもかかわらず放置している。

▼子どもの様子

- 常に保護者を意識した行動を取る。(顔を窺う、意図を察知して行動するなど)
- 保護者と目を合わせない。異常に怖がったり、緊張している。
- 全く躰がされていない。
- 異常な言動をする。(面前での自慰行為、他児の性器を触る、性器を見せるなど)
- 昼夜を問わず泣き声や叫び声が聞こえる。
- 保育園や幼稚園、学校の欠席が多い。
- 異常な食欲がある。(人前でむさぼるように食べる、際限なくお代わりするなど)
- 常に着衣の汚れがあったり、季節にそぐわない服装をしている。
- 食べ物を求め近所を訪ね歩く。
- 他人が手を挙げたり触れたりすると、咄嗟にそれを避けたりする。
- 言動が攻撃的で、他人に暴力をふるったり、動物虐待等を繰り返す。
- 基礎疾患がないのに、発育障害(低身長、低体重、低栄養等)がある。
- 無表情、凍り付くような凝視をする。
- 転んだり怪我をしても助けを求めない。
- 夜遅くまで遊んでいたたり家出をするなど、家に帰りたがらない。
- 頻繁に万引きをする。

* 法律では以下のように定められています *

「児童虐待の防止等に関する法律」から(抜粋)

発見者は
通告の義務
があります。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所等に通告しなければならない。

第七条 通告を受けた場合に、市町村、福祉事務所、児童相談所等は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない。

通告した方の
プライバシー
は守られます。